

# 中国における戸籍改革、「農転非」 およびその社会経済的効果

—中国総合社会調査(CGSS2010-2015)に基づく実証分析—

嚴 善平

## はじめに

中国は長年、格差社会と呼ばれている。再分配後の所得階層間の不平等状況を表すジニ係数は、二〇〇七年に〇・四七七、二〇一三年に〇・四六二と国際的にみて高い水準にあるが、それに対する都市内格差、農村内格差および都市・農村間格差の寄与率は二〇〇七年に一八・七%、一五・一%、六二・四%、二〇一三年に二六・二%、一二・九%、五四・〇%である。この間、都市・農村間格差の寄与率は下がってはいるものの、依然過半を占めており、また、農村住民における所得格差が縮まっているのに対して、都市

住民におけるそれが拡大している<sup>(1)</sup>。

中国の都市と農村がまるで別世界である状況は、実に計画経済期から続いてきており、それを形作った要因として一九五八年より施行された戸籍登記条例をベースとした戸籍制度、および戸籍と紐づけられる教育、就職、移住、社会保障等における農民への差別政策、さらにこうした差別を抑制する政治的力の欠如が挙げられる〔郭・劉1996、嚴2002, 2009〕。戸籍制度等により、計画経済期だけでなく一九九〇年代前半までの長い間に、農村から都市への人口移動が厳しく制限され、職業選択の自由も移住の自由もほとんどないに等しかった。都市と農村は目に見えざる制度に

より分断された二重社会となった。

一九九〇年代以降、自発的な地域間人口移動、そして政府主導の秩序ある労働移動が可能となり、沿海地域の都市部を中心に「農民工」と呼ばれる農家出身の出稼ぎ労働者は二〇〇二年に一億人を突破し、近年およそ一億七〇〇〇万人で推移している。<sup>2)</sup>ところが、彼らは生まれつきの戸籍を「農業」から「非農業」に変える（「農転非」≡戸籍転換）ことができないだけでなく、自分の戸籍を故郷から転出し、常時に暮らす都市に転入することも、特に大中都市の場合、非常に難しい。居住地の戸籍を持たない農民工は就職、給与、社会保険制度への加入、子どもの教育等で差別を受けさせられる「二等国民」と化し、都市の中に農民工と地元戸籍住民の間に新たな分断社会が形成されている〔*厳* 2005, 2010〕。

一方、進学、就職、結婚、土地徴用等の事由で農転非を果たしたうえ、戸籍を生まれ故郷の農村から働く都市に転出入し普通の市民として暮らすことは、計画経済期にも小規模ながら存在した。一九八〇年代に入ってから、戸籍制度改革が深化し農転非をして戸籍の都市転入は膨大な規模に達している。非農業戸籍人口が急増し、全人口に占めるその割合も上昇し続けた結果、長年都市・農村の分断に起因した都市化の遅れも大きな改善を見せている。

ここ四〇年間、中国社会は伝統的な都市・農村の二重社

会から、農村住民、元來都市戸籍住民、新都市戸籍住民（農転非）、農民工とその同居家族（流動人口）の四大部分から構成される重層社会に変化しており、その違いを決定づけるのはいうまでもなく戸籍の如何である。戸籍は自らの身分を表すだけでなく、就職や昇進、収入にも大きな影響を及ぼす要素として重要な意味を持つ〔*陸* 2003, 2008〕。

戸籍制度は、単位（danwei）、閥係（guanxi）、黨員等と並び、現代中国社会の特質を理解するのに欠かせないキーワードの一つであり、国内外を問わず、社会学、経済学等で数多くの研究成果が蓄積されている。例えば、*陸* [2003]、*王・蔡* [2008] では戸籍制度および戸籍制度改革のプロセスについて制度論的に詳細な分析が行われた。日本では、中国の戸籍制度に早くから着目し学術的研究を行った文献として田島 [1984] が挙げられる。その延長線上で、前田 [1993, 1996] は戸籍制度と人口移動への規制、張 [1997] は戸籍制度と農民差別、*厳* [2002] は戸籍制度の変容、歴史的役割および問題点に焦点を絞って記述的分析を行った。また、農村・都市間の移動規制が緩和され、農民工が大規模化した二〇〇〇年代以降、農村労働力の移動と農民工政策の変遷〔山口 2009; 鎌田 2010; 張 2010; *厳* 2014, 2016〕、農業から非農業への戸籍転換〔張・森田 2014〕、戸籍差別を受けさせられた農民工の暮らし〔阿古 2009〕に関する研究も増えている。

同時に、個票データの開発、蓄積および一般公開が進むにつれ、戸籍の就職、給与、階層移動に与える影響に関する計量分析も中国および日米欧等で急増するようになった。例えば、Knight and Song [1999]、Meng [2000]、厳 [2005, 2010]、呉・張 [2013]、Li et al. [2013]、Ma [2018]、石塚 [2010] で「中国家庭収入調査」、「中国総合社会調査」(Chinese General Social Survey; CGSS) 等の個票データを用い、農業戸籍が非農業戸籍に比べ、就業や給与で不利に扱われている、つまり農業戸籍に対する差別が存在することを実証的に明らかにしている。李 [2006]、呉 [2007] では社会移動、すなわち社会的ステータスの向上移動に対し、農業戸籍に比べ非農業戸籍が優位性を持つことも明らかとなっている。

ところが、非農業戸籍を持つ者の中には、生まれつきの者もいれば、何らかの事由で農業から非農業に戸籍を変えた者(農転非)も大勢いる。そこで、農転非の決定要因とはなにか、異なる事由で農転非を果たした者の間にそれぞれ非農業戸籍のプレミアムが同じであるか、言い換えれば、農転非を経て新しい都市戸籍住民となった者は、元来都市戸籍住民と同じように扱われているか、といった問題が提起された。そうした問題意識の下、CGSSをはじめ多くの社会調査で、非農業戸籍者に対し農転非の経歴を有するか、農転非が行われた年次や事由に関する質問が設け

られている。

それを反映し、近年、社会学の分野を中心に戸籍に関する数多くの研究成果が発表されている。例えば、辺・李 [2014] では、家庭環境や個人の教育が農転非に与えた影響の有無および経時的变化について分析し、改革前が家庭と個人教育、改革初期が家庭を媒介した個人教育、改革後期が要因の多元化つまり機会の平等化という農転非のメカニズムを明らかにしている。

陸 [2008] では、住民の居住する町の行政レベルが高いほど、彼らの持つ戸籍が政治的資本(共産党員になること)の獲得や、親子の世代間における職業階層の向上移動に与える正の影響も顕著に強く、また、改革開放時代に入ってから戸籍が依然として人々の階層移動に重要な役割を果たしていることを明らかにしている。

林 [2010] は、農転非を実現して都市部で働く男性の昇進メカニズムおよびその限界を分析するものであり、元来都市戸籍者に比べ、農転非の男性がある程度までの昇進は可能であるものの、行政や企業のトップクラスに出世する可能性が比較的低いとの結果を導き出した。

鄭・呉 [2013]、王 [2017]、謝 [2014]、胡・鄧 [2018]、郭・魯 [2018] および張・李 [2019] では、農転非の事由に着目し、進学や就職で戸籍を変えたケースを選択的農転非、結婚や農地徴用で戸籍を変えたケースを政策的農転非

としたうえ、それぞれが個人の就職、給与、階層移動、あるいは自らのアイデンティティにどのような影響を及ぼしているかについて実証分析を行っているが、選択的農転非が就職、給与等に顕著な正の効果を与えるのに対し、政策的農転非がそのような効果を顕著に示さないといった事実が見えられたとしている。

前述の文献はCGSS等の個票データをいち早く利用してきた優れた研究成果といえるが、以下の四点で既存研究が欠けている。(1)複数回の個票データを結合してサンプル数を増やすことで分析結果の頑強性を高めること、(2)都市部だけでなく農村部をも分析対象に含め農転非の実態とメカニズムをより一層多面的に捉えること、(3)農転非の事由や時期をより細かく分類してその社会経済的效果を把握すること、(4)農転非を果たした高学歴者（進学による農転非）と元来非農業戸籍の高学歴者を分析対象にして両者間における非農業戸籍のプレミアムを比較すること、である。そこで、CGSSの二〇一〇年から一五年の調査データを解析し戸籍研究をさらに深めることができると考えらる。

本稿では、こうした問題意識と先行研究を踏まえ、農転非の諸相をデータ分析を通して描き出し、その社会経済的效果を実証的に明らかにすることを主な目的とする。それに先立ち、戸籍制度改革のプロセスを考察し都市化に対す

るその影響を記述する。本稿の構成は以下の通りである。第一節では、改革開放以降の漸進的戸籍制度改革を概観し主な特徴を析出する。同時に、都市人口ならびに都市化率に及ぼす戸籍制度改革の影響を分析する。第二節では、農転非に関する学術研究の到達点および残される課題を明らかにし、本研究の意義を示す。第三節では、CGSSに基づいて農転非の諸相（事由と時期と個人属性の関係等）を描き出す。第四節では、農転非が人々の収入にどのような影響を与えるかについて農村・都市別、勤め先形態別、高学歴者に限定する形で計量分析を行う。最後に、本稿の分析結果をまとめらる。

## 一 戸籍制度改革の歩みと 非農業戸籍人口の推移

### (一) 戸籍制度の漸進的改革

まず、戸籍制度改革の全体状況について、表1に示された一九八〇年代以降の動向を概観する。

一九八〇年代に入ってから、戸籍登記条例（一九五八年施行）の改正はなかったものの、制度の運用で様々な改革が試行された。一九八四年に郷鎮企業に勤める農家の非農業就業者に、農業戸籍から非農業戸籍への転換（農転非）、

表1 改革開放期における戸籍制度改革の動向（発布主体／題名／発布の年月日）

- A. 國務院／關於農民進入集鎮落戶問題的通知／1984年10月。  
 B. 公安部／關於實行當地有效城鎮居民戶口的通知（藍印戶口）／1992年8月。  
 C. 公安部／小城鎮戶籍管理制度改革試點方案和關於完善農村戶籍管理制度意見的通知／1997年6月。  
 D. 公安部／關於解決當前戶口管理工作中幾個突出問題意見的通知／1998年7月。  
 E. 公安部／關於推進小城鎮戶籍管理制度改革意見的通知／2001年3月。  
 F. 國務院辦公庁／關於積極穩妥推進戶籍管理制度改革的通知／2011年2月。

|            | A<br>(1984年通知、約900字)  | E<br>(2001年通知、約2000字)  | F<br>(2011年通知、約2500字)  |
|------------|---|--|--|
| 時代背景       | 郷鎮企業が急成長し農家の非農就業者が増える。  | 高度成長に伴い農村から都市への人口移動が大規模化する。  | 調和社会の構築、都市農村の一体化が政権の理念に掲げられる。  |
| 戸籍転入の対象地域  | 郷鎮政府の役場が設置される町（集鎮）。ただし、県役所の立地する「城関鎮」を除く。  | (1) 県級市の市区<br>(2) 県役所の立地する「城関鎮」<br>(3) その他「建制鎮」  | (1) 県級市の市区<br>(2) 県役所の立地する「城関鎮」<br>(3) その他「建制鎮」<br>(4) 直轄市・省都等を除く中小都市                                  |
| 戸籍転換の必須条件  | 町に固定の住居を持ち、経営能力を有し、あるいは郷鎮企業で長期的に働いている。  | 対象地域に固定の住居（賃貸を含まない）を持ち、安定した職業あるいは収入源を有する。  | 安定した職業を有し、かつ、安定的な住居（賃貸を含む）に住んでいる（上記の(1)～(3)）。(4)については勤続3年以上、社会保険の加入年数も勘案される。                           |
| 戸籍転換の有資格者  | 町で非農業に従事する農民とその家族   | 本人および共に暮らす直系の親族  | 本人および共に暮らす配偶者、未婚の子供、父母   |
| 戸籍転換者の権利義務 | (1) 町内会（居民委員会）に加入し、元住民と同等の権利を享受し負うべき義務を履行する。<br>(2) 村から請負った土地を他人に又請負することができるが、耕作放棄をしてはならない。 | (1) 土地の請負権を保留することができ、他人への又請負も可能である。<br>(2) 耕作放棄、農地転用を防がなければならない。<br>(3) 入学、入隊、就業等で元住民と同等の権利を享受し同等の義務を履行する。 | (1) 農民の持つ宅地の使用権と、農地の請負権が法によって保護され、そうした権利を放棄するか否かは農民自身の意思によって決定されなければならない。<br>(2) 戸籍転入者に元住民と同等の権利を保証する。 |

注：厳 [2014] より引用。

出所：法律図書館 (<http://www.law-lib.com/law/>) に基づいて作成。

および町への移住（遷移）を認める政策が施行された。八五年に戸籍登記地を長期間離れた人を居住地で「暫住人口」として登録する制度、九二年に一部の大都市で「藍印戸籍」＝準都市戸籍制度も導入され、人口の広域移動が実質上合法化された。

一九九三年に、社会主義市場経済体制を構築する方針が決定され、戸籍制度改革の歩調が速まった。九七年に、県（県級市を含む）役所の所在地＝「県城」に戸籍を転入する条件が緩和され、安定的な職業もしくは収入源を有し、かつ、県城にある合法的な住居に二年以上居住していることを条件に、戸籍を農業から非農業に転換し、県城への戸籍転入もできる。

一九九八年に戸籍管理で重要な改革が行われた。(1)新生児の戸籍は従来の母方のものに従うことから両親のどちらにでもよいように変更された、(2)非農業戸籍者として都市部に定住している人は、農業戸籍の配偶者、あるいは、老いた農業戸籍の親を呼び寄せ、非農業戸籍への転換を申請することができる、(3)都市部で投資、起業、住宅購入をした人およびその直系親族は非農業戸籍への転換、都市への移住が可能である、という内容である（表1のD）。

このような戸籍制度改革は、二〇〇一年に国務院の認可した「小都市戸籍制度改革の推進に関する意見」で一つの節目を迎えた。一九九〇年代半ばまで、各都市は、行政

の定めた人数枠で農業から非農業への戸籍転換を管理したが、その後、所要の条件が満たされているかを基準に戸籍転換、移住の審査を行うことになった。表1のように、戸籍転入の対象地域に県級市の市区と県役所の立地する「城関鎮」が新たに加えられた。戸籍転換の有資格者に関して要件の変更がなく、戸籍を転出した人が村から請け負った農地の請負権を保留でき、元来都市住民と同じ権利を付与されるところに特徴がある。

胡锦涛・温家宝指導部が発足した翌年の二〇〇四年に、「和諧社会」（調和社会）の構築が掲げられた。〇八年開催の中国共産党第一七回中央委員会第三回全体会議（三中全会）、同年末の改革開放三〇周年記念大会で、共産党政府は都市農村の一体化改革を加速することを決定した。この流れを受け、一一年に新たな戸籍制度改革の方向性が示された。戸籍転入の対象地域が四大直轄市および省政府・自治区の立地する大都市（省都）を除くすべての中小都市に拡大されたことは大きな進歩である。ほかに、戸籍転換の有資格者が明記されたこと、賃貸住宅も安定的な住居の範疇とされたこと、宅地の使用権の扱いが明記されたことも注意に値する改善点である。

都市農村の一体化改革を取り仕切る、国家発展改革委員会の徐紹史主任は、二〇一三年六月二六日に全人代常務委員会「都市化建設の活動状況に関する報告」を行い、新

た大都市化の方向性について以下のように述べた。すなわち、地方の小都市・町への戸籍転入（移住）を完全に自由化し、中規模都市への移住制限を計画的に自由化し、大都市への移住要件を徐々に緩め、特大都市への移住要件を合理的に設計する。所定の要件を満たす農民工を次第に正規の都市住民に転換させていく。

## (二) 都市・農村の一体化に向けての戸籍制度改革

二〇一三年一月開催の中国共産党第一八回中央委員会議で、重要問題の改革深化に関する決定（以下、「決定」と略す）が行われた。「決定」では都市農村一体化に向けての方向性、基本原則および努力目標が明確に示された。人間本位の下、従来の戸籍制度に代わる住民登録制度を全面的に導入し、各都市の状況に応じて農民工の市民化を進め、戸籍由来する農民工への制度差別を徐々になくしていくとしているが、具体的には、常住人口の規模に基づいて都市を分類し、それぞれにおける戸籍転入の要件を設定し、所定の要件を満たす流動人口の定住化もしくは市民化を推し進め、住宅政策、医療、年金等の社会保障制度をもすべての定住人口に適用するようにする、というものである。

「決定」の方針を受け、二〇一四年七月に、國務院は戸籍制度改革をさらに推進する意見（以下、「意見」と略す）

を通達し、同年末に戸籍の転入規制にかかわる都市の分類基準を修正し公表した。表2は「意見」で示された戸籍転入の基本方針および各類型都市への戸籍転入の要件をまとめたものである。それ以前の戸籍制度改革では、各都市の行政等級（県級市―省都）をベースに戸籍の転入規制が実施されたが、「意見」では市区に常時居住する、いわゆる常住人口の規模に基づいて都市の類型化が行われる。

行政の末端に当たる建制鎮、および五〇万人未満の小都市では、賃貸を含む合法的で安定的住所さえあれば、外部からの戸籍転入が全面的に自由化される（「全面放開」）。市区の常住人口を基準としているため、ほとんどの県政府所在地（城閔鎮）や多くの地級市も「全面放開」の対象となる。また、五〇〇万人を擁する中規模の都市に関しては、住居の有無に加え、合法的で安定的な就業、および所定の社会保障制度への加入年数も戸籍転入の要件として求められるもの（「有序放開」）、戸籍の転入は比較的容易である。ところが、三〇〇万人以上の大都市、とりわけ、五〇〇万人以上の特大都市に対しては、就業年数、継続的居住年数等より一層の厳しい要件が課され、そこにおける農民工の市民化は非常に難しい。

とはいえ、「意見」では、二〇二〇年までに一億人程度の農民工およびその同居家族の市民化、つまり、自らの戸籍を農村部から転出し、暮らす都市部に転入して普通の市

表2 戸籍の都市転入方針と相応の要件（2014年）

| 戸籍転入の基本方針 | 市区の常住人口に基づく都市の分類 | 城鎮数(2010年) | 合法的安定的住所(含賃貸) | 合法的安定的就業 | 所定の就業年数 | 社会保障制度加入年数 | 所定評価点の獲得 | 継続的居住年数 | その他要件 |
|-----------|------------------|------------|---------------|----------|---------|------------|----------|---------|-------|
| 全面放開      | 建制鎮              | 19,410     | ○             |          |         |            |          |         |       |
|           | I 20万人以下         | 380        | ○             |          |         |            |          |         |       |
|           | II 20-50万人       |            |               |          |         |            |          |         |       |
| 有序放開      | III 50-100万人     | 138        | ○             | ○        |         | ○          |          |         |       |
| 合理確定      | IV 100-300万人     | 103        | ○             | ○        | ○       | ○          |          |         |       |
|           | V 300-500万人      | 21         | ○+α           | ○+α      | ○+α     |            | △        |         |       |
| 厳格控制      | VI 500-1000万人    | 10         | ○             | ○        | ○       | ○          | ◎        | ○       | ○     |
|           | VII 1000万人以上     | 6          | ○             | ○        | ○       | ○          | ◎        | ○       | ○     |

出所：國務院「關於進一步推進戸籍制度改革の意見」（2014年7月30日）に基づいて作成。

民として行政サービスを享受する権利を有することを目標に掲げ、その実現に向けて努力する政府の姿勢は高く評価されてよい。

### (三) 非農業戸籍人口と都市化率の推移

以上のように、戸籍制度改革の対象範囲は、建制鎮から城関城・県級市へ、さらに、地方の中大都市へと徐々に広げられた。農村部から都市部に移動して非農業戸籍を取得した者が増え、また、市街地の外延的拡張に伴い土地を徴用された農家も制度的に非農業戸籍を取得することができ、一九九〇年代末から大学教育が拡張し、一八歳人口に占める進学者（四年制本科と三年制専科がほぼ半々）の割合も、二〇〇〇年の一〇%から二〇一四年の四五・四%に上昇した。進学による農転非も多い。もう一つ、農村から入隊して幹部となった軍人の一部は、退役と共に非農業戸籍を取得することもできる（ただし、それに関する統計が見つからない）。以下、国家統計局の公表した人口統計を用い、非農業戸籍人口および都市化率の推移を考察しそれぞれの特徴を明らかにする。

図1から見て取れるように、戸籍登記条例が施行された直後の数年間、非農業戸籍人口は急速に増え続け、総人口に占めるその比率は都市人口割合を上回った状況となった。ところが、大躍進運動（一九五八年）が失敗したのに

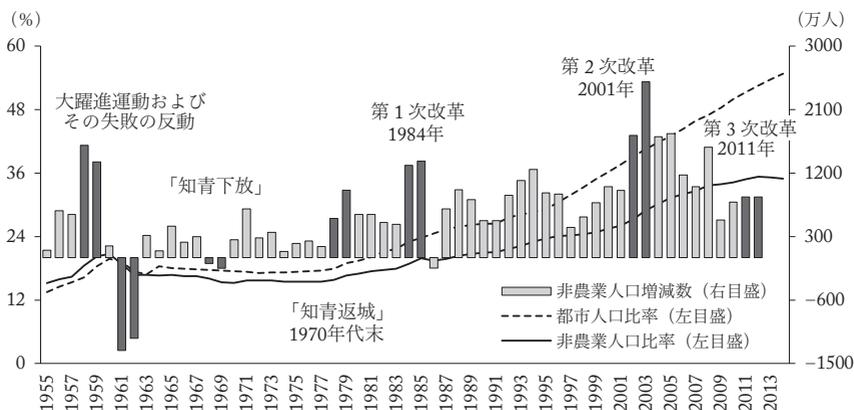


図1 非農業戸籍人口および都市化率の変化

出所：国家統計局編『中国人口統計年鑑』各年版、中国統計出版社、同『中国人口和就業統計年鑑』各年版、中国統計出版社より作成。

表3 中国の人口動態（年平均増減率）

(%)

|          | 総人口  | 非農業戸籍人口 | 都市居住人口 | 農村居住人口 |
|----------|------|---------|--------|--------|
| 1950-70年 | 2.06 | 1.64    | 4.34   | 1.69   |
| 1970-80年 | 1.75 | 2.87    | 2.87   | 1.50   |
| 1980-90年 | 1.48 | 3.59    | 4.66   | 0.56   |
| 1990-00年 | 1.04 | 3.04    | 4.28   | -0.40  |
| 2000-12年 | 0.55 | 3.33    | 3.72   | -1.90  |

出所：国家統計局編『中国人口統計年鑑』各年版、中国統計出版社、同『中国人口和就業統計年鑑』各年版、中国統計出版社より作成。

伴い、地方の町や小都市に移動して非農業戸籍を取得した多くの農村出身者は、故郷への帰還を余儀なくされた。一九六一年、六二年に、非農業戸籍人口も都市人口も減少した。以来二〇年近くにおいて両者とも増え続けたものの、総人口に占める割合は顕著に上昇しなかった。状況が大きく変わったのは一九八〇年以降である。表3のよう  
うに、ここ三〇年余、総人口の伸び率は下がる傾向にあるのに対して、非農業戸籍人口も都市人口も高い伸び率を保った。背景には戸籍制度改革および大規模な地域間労働移動がある。  
一九八〇年に一億六八〇〇万人だった非農業戸籍人口は、二〇一〇年に四億五九六四万人へと約三億人増えたが、各年の純増は図1の示すとおりである。鎮への戸籍転入が緩和された一

九八四年、八五年に、二六〇〇万人超の非農業戸籍者が増えた。八六年にその反動が表れ一五〇万人減ったものの、以来増加の一途を辿った。「藍印戸口」制度が導入された一九九二年、あるいは「公安部通知」が施行された一九九八年の直後に、非農業戸籍人口数は増加する傾向を見せた。戸籍制度改革の効果といふべきであろう。

効果の最も大きかったのは「城関鎮」または県級市への戸籍転入、移住が緩和された二〇〇一年の第二次改革である。直後の数年間において、非農業戸籍人口数は年平均一五〇〇万人以上増えた。しかし、二〇一一年の第三次改革以降には目立った増加が見られなくなった。<sup>8</sup>ここに来て農転非の必要性がなくなりつつあったのである。

非農業戸籍人口の増加に伴い、総人口に占めるその比率（都市化率）も上昇し続け、二〇一〇年に三四・三％に達した。また、都市部に暮らす農民工およびその同居家族を含めた都市化率は、一九九〇年代後半から急上昇し、二〇一三年に五三・七％となった。両者のギャップは都市部に常住しているながら戸籍を転入できない、いわゆる「暫住人口」であり、その規模は一三年に二〜三億人に上ると推計される。

## 二 「農転非」に関する先行研究の到達点および課題

一九七〇年代までの計画経済期において、農転非は政府の厳格な管理下に置かれ、各地方で毎年の農転非の人数枠は前年の非農業戸籍人口の〇・一五％を上限とすると規定された〔陸 2003〕。農転非の人数枠は人民公社等の末端組織に割り当てられるが、現場で働く農業戸籍の党政機関職員や教員、医者の中から勤続年数や職位、業績を基準に候補者が選び出される。非農業戸籍への転換ができた者は「国家幹部」へと身分が変わり、それで彼らの社会的地位が上がるだけでなく、収入、社会保障等多くの経済的メリットも享受できるようになる。当時の農村では農転非は大きな事柄であり、それを獲得するために不正な手段を使うこともよくあると指摘される〔郭・劉 1990; 劉 1999〕。

一九八〇年代以降、戸籍制度改革も影響し、農転非のルートが多様化した。大学等への進学、国有部門等への就職、政府による土地の徴用といった事由で農転非を果たした農家人口が増えた。また、一九九〇年代前半、都市建設費を徴収する名目で非農業戸籍を販売することも全国各地の地方都市で大々的に行われ、社会問題となった〔穆 1993; 周・武 1992; 張 1992〕。

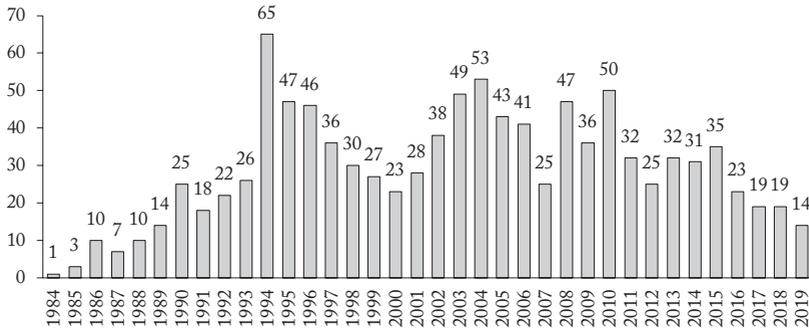


図2 題目またはキーワードに「農転非」が含まれる定期刊行誌の論文掲載数の推移  
 出所：中国知網\_期刊 ([https://kns.cnki.net/kns/brief/default\\_result.aspx](https://kns.cnki.net/kns/brief/default_result.aspx)) (2020年5月1日検索)より作成。

こうした動きを背景に、農転非にかかわる政策や制度、農転非の実態および問題について一九八〇年代に入ってから学

界から高い関心が集まるようになった。図2は、題目またはキーワードの中に「農転非」が含まれる定期刊行誌の論文掲載数の推移を表している。興味深いのは、論文掲載数の変化が

こうした動きを背景に、農転非にかかわる政策や制度、農転非の実態および問題について一九八〇年代に入ってから学

界から高い関心が集まるようになった。図2は、題目またはキーワードの中に「農転非」が含まれる定期刊行誌の論文掲載数の推移を表している。興味深いのは、論文掲載数の変化が

戸籍制度改革の流れと高い相関関係を持っていることである。例えば、地方政府が非農業戸籍を高い値段で販売し資金集めに走った一九九〇年代半ばに農転非を扱う論文数が激増し、二〇〇一年以降の論文数の推移は漸進的戸籍制度改革のプロセスともほぼ一致する。この頃の農転非または戸籍に関する研究は、主として制度の変遷や問題に関するものが多く、農転非の自身および農転非の就業や収入、階層移動に対する影響の定量分析はほとんどない「秦・趙2004」。

戸籍を対象とする定量分析の論文は、二〇一〇年頃から社会学分野を中心に増え始めており、主な理由の一つとして個票データの蓄積と公開が進んでいることが挙げられる。広く知られるCGSSの調査項目の中に戸籍の状態や農転非の有無、事由、年次を知るための設問があり(二〇一〇〜一五年調査)、一部の調査項目を除くすべての個票データが国内外の研究者に一般公開されているからである。

本稿の冒頭で述べたように、良質な個票データの蓄積、公開が進み、農転非に関する研究論文が増えてきているものの、異なる角度から農転非の内実ならびにその社会経済的効果を分析する余地が大いにある。そこで、問題意識や分析方法で本稿と関連性の高い論文を取り上げて表4のような形で整理した。共通して見られる特徴点として、(1)

表4 本稿と関連する代表的な農転非に関する先行研究の要約

|        |   |   |  |
|--------|---|---|--|
| 対象論文   | 鄭永島・吳曉剛「戸口、「農転非」与中国城市居民中的收入不平等」   | 謝桂華「「農転非」之後的社会經濟地位獲得研究」   | 郭末・魯佳瑩「性別視覚下的「農転非」路径及其收入回報」  |
| 掲載誌データ | 『社会学研究』2013年第1期 CGSS2003, 2006, 2008  | 『社会学研究』2014年第1期 CGSS2008, 2010, 2011  | 『社会』2018年第3期 CGSS2008-2013   |
| 分析対象   | 都市部に居住する18-60歳の非農業従事者全体（農業戸籍の出稼ぎ者=農民工も含まれる）   | 都市部に居住する18-59歳の非農業戸籍有職者（地元出身者、戸籍転入者および流动人口の3分類）   | 調査時に、都市部に居住する18歳以上の非農業従事者全体（農業戸籍の出稼ぎ者=農民工も含まれる）  |
| 分析方法   | ミンサー型賃金関数(OLS)ほか  | 線形重回帰分析(OLS)、Logistic 重回帰分析   | ヘクマン選択モデル、ミンサー型賃金関数(OLS)   |
| 分析目的   | 収入に対する農転非の効果、および農転非の事由、性質の異なる勤め先における農転非の収入への効果を計量的に究明   | 社会経済的地位、職業獲得に対する戸籍類型および戸籍転換の影響を計量的に究明   | 農転非の決定要因、収入に対する農転非の影響、特にその男女間の違いを計量的に究明  |
| 主な結論   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 進学や就職を事由とした選択的農転非の収益率が都市出身非農業戸籍のそれを上回るのに対し、結婚や土地徴用を事由とした政策的農転非の収益率がそうした効果を持たない。</li> <li>2. 農転非のもたらす高い収益率が国有部門に限ってみられる。</li> <li>3. 市場化が深化するにつれ、農転非の増収効果が弱まる傾向にある。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農転非が個人の社会経済的地位の向上、管理職・技術者の職業獲得に有意で正の効果をもたらす。</li> <li>2. 農転非のこうした効果が農転非時の年齢に強く依拠する。35歳までの農転非の正の効果が大きい、35歳以降の農転非ではそれが顕著でなくなる。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 男性は選択的農転非、女性は政策的農転非、の傾向が見られる。</li> <li>2. 改革開放後、女性の選択的農転非割合が上がった。また、選択的農転非に限り、女性の農転非による収入増が男性のそれを上回る。</li> <li>3. 戸籍改革の深化と共に、非農業戸籍の増収効果が弱まり、中でも男性のそれがより顕著である。</li> </ol> |

出所：筆者作成。

データセットがそれぞれ異なる、(2)都市住民だけを対象としているだけではない、(3)農業就業者を含む全就業者に対する分析がなされていない、(4)高学歴を持つ非農業戸籍者同士における農転非の効果は分析されていない、(5)選択的農転非と政策的農転非の二分法でそれぞれの効果が分析されているが、より具体的な農転非の事由別効果の分析が見当たらない、(6)再生変数の定義に関する説明が十分でなく、農転非の諸相に関する記述分析は全体として大雑把である。詳細なデータの整理、解析を行うことで農転非の姿がより一層浮かび上がると期待される。そうした理由から、既存研究を土台としつつ、農転非およびその社会経済的效果について利用可能な直近のCGSS2010-2015を結合して所定課題の実証分析を行う本稿は、一定の学術的意義を持つと思われる。

### 三 中国総合社会調査(CGSS)にみる

#### 「農転非」の特徴

#### (一) CGSSにおける戸籍の調査項目

中国総合社会調査は、人民大学が全国範囲で継続的に実施する大標本調査である。二〇一〇年から二〇一五年にかけての調査でほぼ同じ内容構成の調査票が使われ、戸籍にかかわる設問が三つある。

第一に、「A18 現在の戸籍の登録状況は何ですか」という質問に対し、用意された選択肢は、1 農業戸籍、2 非農業戸籍、3 藍印戸籍、4 居民戸籍（以前は農業戸籍）、5 居民戸籍（以前は非農業戸籍）、6 軍籍、7 戸籍なし、8 その他、とある。

第二に、「A19 お持ちの非農業戸籍もしくは居民戸籍は何年に獲得したのですか」という質問に対し、該当者（農業戸籍から非農業戸籍に転換した者、すなわち農転非）が獲得した年次を四桁の数字で答え、非該当者はこの設問を飛ばすようにしてあるが、データセットには9997という数字が入力されている。

第三に、農転非と回答した者は、「A20 非農業戸籍を獲得した事由は何ですか」という質問に対し、用意された以下の選択肢の中から一つを選ぶとしている。1 進学、2 軍

隊、3 就職、4 幹部昇進、5 土地徴用、6 結婚等に伴う随伴、7 住宅購入、8 戸籍制度改革で戸籍の区別がなくなった、9 その他、である。

ほかに回答者の性別、出生年、学歴、勤め先類型等に関する情報も利用可能となっているので、それらを戸籍情報と関連付けて利用すれば、農転非の特質を析出することができる。

#### (二) CGSSにおける回答者の戸籍分布

以上の調査項目を基に、回答者の戸籍を以下のように性質の異なるグループに分類することが可能である。(1) 農業戸籍者・A18の1が該当する。農村部の農家世帯員、および出稼ぎのため都市部に移動し暮らす農家世帯員から構成される。(2) 元来非農業戸籍者・親の非農業戸籍を受け継いだ者を指しているが、データセットの中のA19が9997となつている者はそれに該当する。(3) 進学による農転非・A20の回答が1となつている者。大学や大学専科に進学することで戸籍転換が果たされた人たちを指す。(4) 就職等による農転非・A20の回答が2、3、4となつている者。軍隊経験、国や部門への就職、幹部昇進で戸籍転換ができた人たちを指す。(1)と(2)は共に個人の能力や努力の結果であり、一定のルールを経て選抜された者と考えられる。その意味で、それらをまとめて「選択的農転非」とする先行研

表5 全回答者における農村都市・調査年・戸籍類型別構成 (人、%)

|             | 農村部    |     | 都市部    |      | 都市部／調査年にみる戸籍類型別構成比 |       |       |       |       |
|-------------|--------|-----|--------|------|--------------------|-------|-------|-------|-------|
|             | 人数     | 構成比 | 人数     | 構成比  | 2010年              | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2015年 |
| 農業戸籍        | 19,234 | 94  | 8,760  | 29.3 | 25.1               | 29.5  | 28.3  | 31.6  | 32.6  |
| 元来非農業戸籍     | 275    | 1   | 13,831 | 46.2 | 46.7               | 41.2  | 46.6  | 46.6  | 47.4  |
| 進学による農転非    | 127    | 1   | 1,391  | 4.7  | 5.7                | 5.7   | 5.1   | 3.8   | 3.3   |
| 就職等による農転非   | 372    | 2   | 2,215  | 7.4  | 8.3                | 8.5   | 7.7   | 7.1   | 5.8   |
| 家族随伴等による農転非 | 449    | 2   | 3,709  | 12.4 | 14.2               | 15.1  | 12.3  | 10.8  | 10.8  |
| 合計          | 20,457 | 100 | 29,906 | 100  | 100                | 100   | 100   | 100   | 100   |

究も多い「鄭・呉2013; 謝2014; 郭・魯2018」が、両者の性質がかなり異なっていることから、本稿では両者を区別して分析することにする。

(5) 家族随伴等による農転非・A20の回答が5〜9となっている者。都市化、工業化に伴い農地が国に徴用された、配偶者や高齢となった親を呼び寄せた、都市で住宅を購入したなどで農転非を果たした人たを指すが、戸籍制度改革が行われたことでそれが可能となったため、これらを「政策的農転非」と呼ぶことが一般的である。

表5はCGSS2010-2015の結合データセットを上記の戸籍分類で集計した

ものであり、計五万人余の回答者の農村・都市別、調査年別戸籍類型分布が示されている。当然ながら、農村部、都市部における戸籍類型は全く異なる。農村部サンプルの非農業戸籍者が6%を占めるのに対し、都市部サンプルの中では三割近くも農業戸籍者（そのほとんどが農民工と考えられる）となっている。他方、調査年別にみる戸籍類型別構成は比較的似通っており、CGSSの安定性または信ぴょう性が高いことが窺われる。

### (三) 農転非の実態と特徴

本項では、CGSS特有の戸籍情報を解析し、従来の研究で重要視してきた戸籍の違い、つまり、農業戸籍か非農業戸籍の構成や分布だけでなく、農転非の実態および特徴を明らかにする。

第一に、表5によれば都市部の非農業戸籍者のうち、様々な事由による農転非の人数は三分の一程度にすぎない(47,774+12,412)/(100-29.3)。これは一九八〇年代以降の戸籍制度改革に伴って増え続けた非農業戸籍人口の社会増という事実からかけ離れている。一九八〇年から二〇一〇年にかけて、非農業戸籍人口は一億六八〇〇万人から四億六〇〇〇万人へと増大したが、同期間における総人口の年平均増加率一・〇三%で非農業戸籍人口の自然増を推計し、さらに二〇一〇年の非農業戸籍人口からそれを差し引

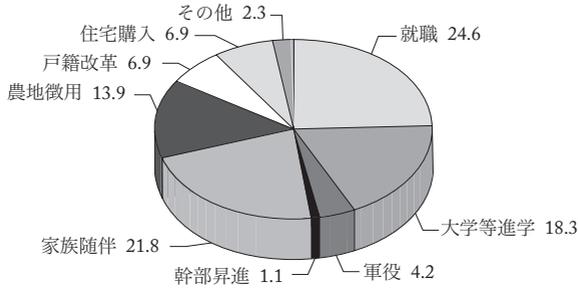


図3-1 都市部における農転非の事由別構成比 (%)

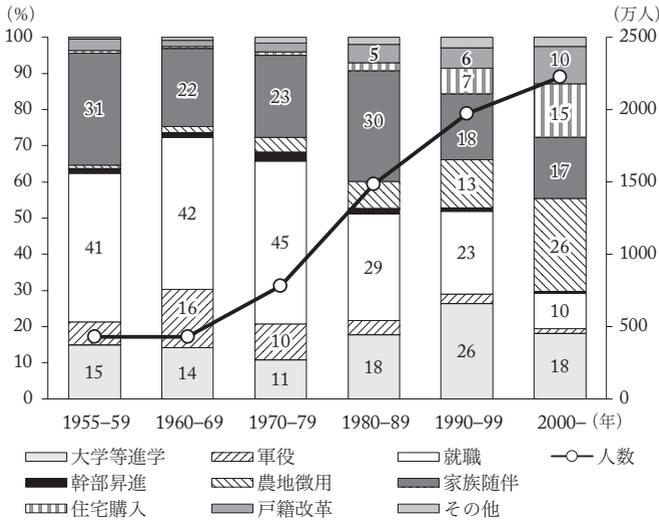


図3-2 都市部における農転非の年代別人数および事由別構成比

いた値を非農業戸籍人口の社会増、つまり農転非の人数とすれば、同年の非農業戸籍人口のおよそ半分が農転非によるものになる。この間の農転非が主として県城以下の地方都市で行われた事実を考え合わせれば、CGSSの都市部サンプルが主として大中都市で得られたと推測できよう。後にこの事実に留意しつつ収入関数の推計結果を読み解く必要がある。

第二に、都市部における農転非の事由として、就職(二四・六%)、大学等進学(一八・三%)、家族随伴(二一・八%)、農地徴用(一三・九%)が全体の八割近くを占める(図3-1)が、農転非が行われた時期別にそれぞれの人数および割合をみると、顕著な変化傾向が見て取れる(図3-2)。調査時までで亡くなった者は当然捕捉

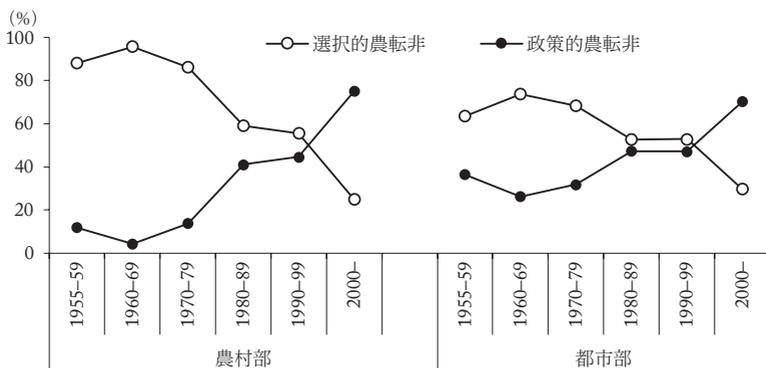


図4-1 農転非の農村都市・年代・類型別構成

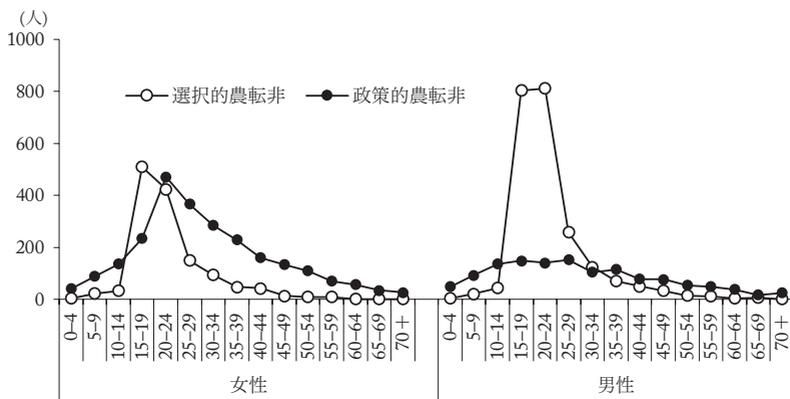


図4-2 都市部における農転非の性別・年齢・類型別人数

されないとはいえず、一九五〇年代後半から七〇年代までの農転非が非常に少ないと指摘できる。また、年代により農転非の事由別構成も大きく変わっている。計画経済期（七〇年代まで）においては軍隊経験（軍役）、国有部門等への就職、家族随伴を理由に挙げた者が比較的多かったが、八〇年代以降、大学等進学、農地徴用、住宅購入、戸籍改革といった事由で農転非をした者の割合が上がるのと同時に、農転非の事由が多様化する傾向を呈している。

第三に、先行研究に倣い、進学、軍役、就職、幹部昇進を選択的農転非、農地徴用、家族随伴、住宅購入、戸籍改革を政策的農転非として集計してみると、図4が示すような特徴的傾向が認められる。(1)時間の経過と共に、農村・都市を問わず、

表6 都市部全回答者における戸籍類型の学歴別構成 (%)

|             | 小学校以下 | 中学校   | 高校    | 大専    | 大学以上  | 合計     |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 農業戸籍        | 38.0  | 36.5  | 17.6  | 4.9   | 3.0   | 100    |
| 元来非農業戸籍     | 11.8  | 23.8  | 31.3  | 15.8  | 17.3  | 100    |
| 進学による農転非    | 0.7   | 2.7   | 19.5  | 28.9  | 48.2  | 100    |
| 就職等による農転非   | 19.6  | 27.4  | 27.4  | 14.0  | 11.6  | 100    |
| 家族随伴等による農転非 | 32.3  | 33.2  | 21.4  | 7.6   | 5.5   | 100    |
| 全体構成比       | 22.1  | 28.0  | 25.2  | 12.1  | 12.7  | 100    |
| 観測数 (人)     | 6,599 | 8,353 | 7,537 | 3,607 | 3,784 | 29,880 |

注：四捨五入のため、合計が100となっていない箇所もある。

選択的農転非の割合が低下し、政策的農転非の割合が上昇するが、両者が逆転したのは二〇〇〇年代に入ってからである(図4-1)。(2)男性と女性の間で農転非の事由が大きく異なっていることも指摘できる。図4-2が示すように、男女を問わず選択的農転非は一〇代後半から二〇代に集中するが、政策的農転非は女性では二〇代を中心とする幅広い年齢層で発生するのと同様に、男性ではすべての年齢層で分散的に発生している。女性は結婚等に伴う

家族随伴が多かったためであろう。

第四に、戸籍類型と学歴の間にも強い相関関係が見られる。表6は都市部サンプルの集計結果を表しているが、全体構成比に比較して、農業戸籍者(農民工)および家族随伴等による農転非において中学校以下が顕著に高い割合を占めるのと対照的に、元来非農業戸籍には高校以上の割合が高く、特に進学による農転非には大専および大学以上の割合が二〜四倍も高い。

第五に、図5は農転非の事由別、農転非が行われた時の年齢別に農転非の人数分布を表すものであり、前出の図4-2をより詳しくみたものである。同図から、進学、就職が二〇歳前後の狭い年齢層に集中し、農地徴用、家族随伴がすべての年齢層で比較的均等に発生している事実が改めて指摘できる。戸籍転換の事由と年齢の間には顕著な相関関係があるといえる。

第六に、都市部で働く者の勤め先と戸籍類型が強く相関する。非農業就業者は全体として、党政機関が四・九%、企業が四五・四%、事業体が一四・〇%、社会団体が一・八%、自己雇用が三四・〇%、という構成であるが、戸籍類型によってはその勤め先別構成が顕著に異なる(表7)。具体的には、農業戸籍(農民工)が自己雇用、元来非農業戸籍が党政機関、企業、事業体および社会団体でそれぞれ全体平均より顕著に高いシェアを占め、両者は対照

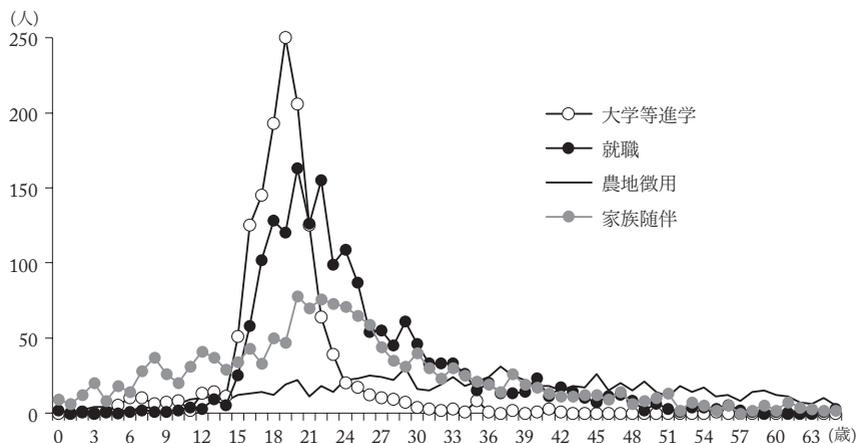


図5 都市部における農転非の年齢事由別人数

表7 都市部における非農業就業者（A58=1）の  
戸籍類型別の勤め先類型別構成（CGSS2010-2015）

|                            | 勤め先類型   | 農業戸籍<br>(農民工) | 元来<br>非農業<br>戸籍 | 進学等<br>による<br>農転非 | 就職等<br>による<br>農転非 | 家族随伴<br>等による<br>農転非 | 合計<br>(人) | 勤め先<br>類型別<br>構成 |
|----------------------------|---------|---------------|-----------------|-------------------|-------------------|---------------------|-----------|------------------|
| 該当者<br>全員 (%)              | 党政機関    | 0.8           | 5.9             | 11.3              | 13.3              | 3.5                 | 716       | 4.9              |
|                            | 企業      | 36.3          | 52.9            | 40.7              | 41.0              | 44.4                | 6,607     | 45.4             |
|                            | 事業体     | 4.8           | 16.4            | 36.5              | 23.8              | 9.7                 | 2,040     | 14.0             |
|                            | 社会团体    | 1.1           | 2.5             | 0.7               | 1.1               | 1.7                 | 256       | 1.8              |
|                            | 自己雇用    | 57.0          | 22.4            | 10.8              | 20.7              | 40.7                | 4,949     | 34.0             |
|                            | 合計 (人)  | 4,342         | 6,591           | 968               | 961               | 1,706               | 14,568    | 100              |
|                            | 戸籍類型別構成 | 29.8          | 45.2            | 6.6               | 6.6               | 11.7                |           |                  |
| その内：<br>大専卒以<br>上の者<br>(%) | 党政機関    | 2.7           | 9.0             | 12.4              | 21.6              | 8.6                 | 497       | 9.8              |
|                            | 企業      | 60.2          | 54.7            | 40.4              | 36.1              | 56.3                | 2,610     | 51.7             |
|                            | 事業体     | 17.5          | 23.7            | 38.6              | 35.8              | 23.0                | 1,333     | 26.4             |
|                            | 社会团体    | 2.3           | 2.6             | 0.7               | 1.3               | 2.0                 | 108       | 2.1              |
|                            | 自己雇用    | 17.3          | 10.0            | 7.9               | 5.3               | 10.1                | 505       | 10.0             |
|                            | 合計 (人)  | 480           | 3,036           | 809               | 380               | 348                 | 5,053     | 100              |
|                            | 戸籍類型別構成 | 9.5           | 60.1            | 16.0              | 7.5               | 6.9                 |           |                  |

的な態様を見せている。進学、就職等による農転非は党政機関、事業体で就業する割合が高く、他の部門での割合が低い。家族随伴等による農転非と全体平均の間に顕著な違いは検出されない。また、大専卒以上の学歴を有する者に限定してみれば、そのような傾向がより一層強くなっている。ただし、農業戸籍を変えずにいる高学歴者は自己雇用、企業勤めという傾向が強い。

要するに、個人の潜在的能力に裏打ちされた選択的農転非（進学、就職）は、都市部に入った後も就業条件の比較的良好とされる党政機関や事業体に就職する可能性が高く、政策的農転非は都市就業者全体の平均的構造に近いが、元来非農業戸籍が安定的な企業や事業体、農民工が不安定な自己雇用にそれぞれ多く勤める傾向があるといえる。

#### 四 「農転非」の社会経済的效果

二〇〇〇年代までの中国では、農転非は農業戸籍を先天的に与えられる農家の人にとって人生を変えられる大きなチャンスと捉える重要な事柄であった。それは農転非を果たした本人が就職、昇進、社会福祉等で農業戸籍者と全く異なる処遇を享受できるだけでなく、非農業戸籍に紐づけられる権利が子孫にも影響を及ぼすからである。

CGSS2010-2015のデータセットでは回答者の職業や従事

する業種に関する情報が公開されていないため、本稿では農転非および農転非類型の収入に及ぼす影響の分析に限定せざるを得ない。

##### (一) 変数と分析方法

CGSSでは、調査実施時の前年の年間収入について被調査者から記入してもらい、その収入はまた職業収入および資産収入を含む総収入の両方に分けているが、本稿では職業収入を用いることにする。なお、各年の収入は二〇〇九年物価をベースとする消費者物価指数で実質化される。

広く知られるように、収入を規定する要因として個人属性（性別、民族、年齢）や教育、婚姻、就業形態、勤め先類型のほか、戸籍類型も考えられる。個々の要素が果たして収入に有意に影響を与えるかを明らかにする手法として、重回帰分析が有効である。また、収入と諸要素の関係を検証するツールとして、以下のミンサー型賃金関数がよく用いられる。<sup>①</sup>

$$\ln(w) = a + b_1E + b_2Age + b_3Age^2 + b_4R + \sum_{i=1}^n \text{Dummy}_i H_i + u$$

ただし、 $w$ 、 $E$ 、 $Age$ 、 $R$ はそれぞれ年収、教育年数または教育水準、年齢（就業経験の代理変数）、戸籍、 $a$ は定数、 $b_i$ は偏帰係数、 $u$ は誤差を表し、 $H_i$ は性別、民族、党员、居住地域、調査年等を表すダミー変数である。

表8 説明変数の統計量（割合、平均値）

|              |             | 全就業者<br>(A53 = 1) |      | 非農業就業者<br>(A58 = 1) |      |
|--------------|-------------|-------------------|------|---------------------|------|
|              |             | 農村部               | 都市部  | 農村部                 | 都市部  |
| 割合 (%)       | 男性          | 56.3              | 57.0 | 66.6                | 56.8 |
|              | 党员          | 5.5               | 14.9 | 8.2                 | 15.8 |
|              | 漢族          | 87.6              | 93.8 | 92.0                | 93.9 |
|              | 既婚          | 94.9              | 86.7 | 90.1                | 86.0 |
|              | 農業戸籍        | 95.3              | 33.6 | 88.7                | 29.4 |
|              | 元来非農業戸籍     | 1.1               | 42.4 | 3.0                 | 45.0 |
|              | 大学等進学農転非    | 0.6               | 6.1  | 1.8                 | 7.0  |
|              | 就職・幹部昇進等農転非 | 1.3               | 6.2  | 3.0                 | 6.8  |
|              | 政策的農転非      | 1.8               | 11.7 | 3.5                 | 11.8 |
|              | 平均値         | 年齢(歳)             | 48.4 | 40.7                | 41.5 |
| 教育年数(年)      |             | 6.6               | 11.3 | 8.8                 | 11.7 |
| 週当たり就業時間(時間) |             | 48.7              | 49.7 | 55.6                | 50.3 |

表8には収入関数に投入される説明変数の基本統計量が示されている。男性、漢族、党员、既婚はそれぞれ女性、少数民族、非共産党员、未婚を比較対象とするダミー変数であり、数字は全体に占める割合を表す。戸籍類型別構成比は農村部、都市部における全就業者、非農業就業者で見られたものである。年齢、教育年数、週当たり就業時間は各カテゴリーで集計された平均値である。同表の統計量から説明変数の特徴が分かる。例えば、回答者の中に男性が比較的多い、農村部に比べて都市部サンプルの党员割合が高い、都市部サンプルの教育水準が比較的高い、等。

表8にはないが、農村部、および都市部の非農業就業者における就業形態別、勤め先類型別構成比は以下の通りである。経営者、自営業者および被雇用者は、農村部がそれぞれ二・八%、二二・六%、七〇・三%、都市部が三・四%、二一・三%、七五・〇%であり、また、党政機関、各種企業、事業体・社会团体および自己雇用は、農村部が一・六%、三一・六%、八・六%、五六・六%、都市部が四・八%、四四・五%、一六・七%、三三・〇%である。

以下、農村部、都市部の全就業者および非農業就業者、勤め先形態別、さらに大専以上の学歴を持つ者について、それぞれの収入関数を推計し、その結果から農転非の社会経済的効果を検証する。

## (二) 全就業者および非農業就業者からみる 農転非の増収効果

表9は全就業者、非農業就業者の収入関数を複数のモデルで推計してみた結果である。各モデルに含まれるサンプル数が異なるものの、調整済み決定係数の値からモデルの有効性は比較的高いといえる。ここでは、個人属性や教育、就業時間をコントロールしたうえで戸籍類型が人々の収入に有意に影響しているか、言い換えれば、性別、年齢、教育等が同じ者同士の間で戸籍類型だけが異なることで収入が果たして変わるのかについて、モデルの偏回帰係数ならびに有意水準から判断する。

まず、収入関数の基本形を表すモデル1、2から、農村部と都市部のデータをプールして農業戸籍に対して非農業戸籍が収入に影響するかをみる。全就業者に限っては都市・農村間の格差が非常に大きい(四二・四%)だけでなく、非農業戸籍も高いプレミアム(一六・七%)が付いていると指摘できる。ところが、非農業就業者に限定してみると、都市・農村間の格差が大きく縮まり(四二・四%↓一八・八%)、非農業・農業戸籍の間に有意な差が存在しないことが読み取れる。非農業部門従事者の職業収入は、居住地が都市か農村によって変わるものの、非農業戸籍と農業戸籍の相違には有意な影響を受けていないということである。

ある。

次に、農村部および都市部における全就業者、非農業就業者の収入関数をみる。モデル3によれば、元来非農業戸籍を持つ者に比べ、農業戸籍者の収入が三三・三%低くなっているのに対し、就職や幹部昇進による農転非の収入が一八・四%高いが、進学による農転非も家族随伴等による農転非もその収入が有意に異なるとは認められない。農村部の農業戸籍者は主として農業等生産性の低い業種に従事しているためだと考えられよう。また、行政機関等に就職したり幹部に昇進したことで戸籍転換を果たした者は、家族随伴等による農転非、さらに進学による農転非よりも高い収入を手に行っているが、これはとても興味深い発見である。地元で実績を積み上げて農転非を実現した地方幹部からは、農業戸籍者、元来非農業戸籍者および他のルートで農転非をした者より高い収入を稼いでいるのである。

ところが、農村部の非農業就業者を対象とする収入関数の推計結果(モデル4)では、戸籍類型の相違によって収入が有意に異なる事実が認められない。非農業従事者の戸籍類型自体が収入の多寡に有意に影響しないということもできるが、身分的性質を内包する戸籍が変質し、農村部の市場経済が深化していることが示唆される。

第三に、都市部の収入関数の推計結果を考察する。表9に示されるように、全就業者およびその内の非農業就業者

表9 全就業者 (A53=1)、非農業就業者 (A58=1) の職業収入関数 (OLS モデル)

|                   | 全就業者            | 非農業<br>就業者 | 農村部              |            | 都市部              |                | 非農業就業者         |                 |
|-------------------|-----------------|------------|------------------|------------|------------------|----------------|----------------|-----------------|
|                   |                 |            | 全就業者             | 非農業<br>就業者 | 全就業者             | 非農業<br>就業者     | 農村部            | 都市部             |
|                   |                 |            | モデル1             | モデル2       | モデル3             | モデル4           | モデル5           | モデル6            |
| (定数)              | 6.546***        | 7.235***   | 7.272***         | 7.276***   | 6.897***         | 7.495***       | 7.144***       | 7.477***        |
| 男性 (Ref: 女性)      | 0.410***        | 0.361***   | 0.515***         | 0.473***   | 0.344***         | 0.331***       | 0.479***       | 0.318***        |
| 漢族 (Ref: 少数民族)    | 0.096***        | 0.091***   | 0.064**          | 0.116**    | 0.147***         | 0.092***       | 0.108**        | 0.092***        |
| 党员 (Ref: 非共産党员)   | 0.117***        | 0.084***   | 0.070*           | 0.029      | 0.089***         | 0.078***       | 0.051          | 0.108***        |
| 既婚 (Ref: 未婚)      | 0.208***        | 0.146***   | 0.243**          | 0.137**    | 0.164***         | 0.146***       | 0.080          | 0.127***        |
| 年齢                | 0.039***        | 0.053***   | 0.018***         | 0.055***   | 0.053***         | 0.049***       | 0.058***       | 0.047***        |
| 年齢 2 乗 /100       | -0.066***       | -0.074***  | -0.050***        | -0.085***  | -0.075***        | -0.067***      | -0.087***      | -0.065***       |
| 非農業戸籍 (Ref: 農業戸籍) | <b>0.167***</b> | 0.015      |                  |            |                  |                |                |                 |
| 農業戸籍 (Ref: 元来非農業) |                 |            | <b>-0.333***</b> | -0.118     | <b>-0.079***</b> | 0.011          | -0.115         | 0.002           |
| 進学による農転非 (同)      |                 |            | 0.137*           | 0.092      | 0.042            | <b>0.059**</b> | 0.100          | <b>0.078***</b> |
| 就職等による農転非 (同)     |                 |            | <b>0.184</b>     | 0.164      | 0.033            | 0.017          | <b>0.212**</b> | 0.014           |
| 家族随伴等による農転非 (同)   |                 |            | -0.134           | -0.145     | -0.035           | -0.018         | -0.153         | <b>-0.036*</b>  |
| 経営者 (Ref: 被雇用者)   |                 |            |                  |            |                  |                | 0.913***       | 0.790***        |
| 自営業者 (同)          |                 |            |                  |            |                  |                | 0.235***       | 0.302***        |
| 党政機関 (Ref: 自己雇用)  |                 |            |                  |            |                  |                | 0.154          | 0.115***        |
| 各種企業 (同)          |                 |            |                  |            |                  |                | 0.156***       | 0.208***        |
| 事業体・社会团体 (同)      |                 |            |                  |            |                  |                | -0.040         | 0.118***        |
| 教育年数              | 0.074***        | 0.080***   | 0.048***         | 0.041***   | 0.091***         | 0.086***       | 0.040***       | 0.084***        |
| ln (週当たり就業時間)     | 0.146***        | -0.002     | 0.210***         | 0.080***   | 0.083***         | -0.017         | 0.073***       | -0.041***       |
| 都市部 (Ref: 農村部)    | 0.424***        | 0.188***   |                  |            |                  |                |                |                 |
| 地域ダミー、調査年ダミー      | あり              |            |                  |            |                  |                |                |                 |
| 調整済み決定係数          | 0.520           | 0.336      | 0.371            | 0.253      | 0.381            | 0.324          | 0.291          | 0.355           |
| 観測数               | 25,780          | 16,730     | 11,404           | 3,394      | 14,076           | 13,068         | 3,394          | 13,068          |

注：1）\*\*\*、\*\*、\* はそれぞれ 1%、5%、10%以下で有意であることを表す。

2）モデルには東部・中部・西部地域、調査年のダミー変数が含まれるが、表示が省略されている。

のサンプル数は比較的近いが、各変数の偏回帰係数の値ならびに有意水準はかなり異なっている（モデル5）。この場合の農業戸籍者は主として農民工であるが、都市近郊の農家世帯も含まれると考えられる。そのため、その収入は元来非農業戸籍者に比べて七・九%有意に低いものの、農村部における農業戸籍者の相対的低収入には大きく及ばない。また、各種の農転非をした者と元来非農業戸籍者との間に有意な収入格差は認められない。

他方、都市部の非農業就業者に限ってみると、農業戸籍者、就職等による農転非および家族随伴等による農転非が、元来非農業戸籍と比べて、それぞれの収入

への影響に有意な差が見られず、進学による農転非の収入増への影響が有意かつ正である(五・九%)と分かる。受験競争を勝ち抜いて農転非を果たした彼らは、学歴に現れる潜在的能力を有し、やや高目の収入は進学による農転非のプレミアムというべきであろう(モデル6)。

戸籍類型の収入への影響をより正確に検証するため、非農業就業者を対象とする収入関数の中に就業形態、勤め先類型を表す変数を投入して再計測してみたところ、興味深い結果が得られた。すなわち、農村部では就職等による農転非をした者の収入は元来非農業戸籍者に比べてより一層高くなっている一方、農業戸籍のせいで収入が相対的に低くなったという効果が消えている(モデル7)。農業戸籍と元来非農業戸籍の収入への影響が有意に異なると認められないのだから、都市労働市場における農民工への制度的差別が二〇一〇年代初めに消えていると理解すべきであろう。また、被雇用者に比べて企業経営者、自営業者がそれぞれ九一・三%、一三・五%もの高い職業収入を得ており、自己雇用に比べ企業に勤める者の収入も顕著に高い(一五・六%)。これは、就職や幹部昇進で農転非をした者を除いて、職業収入の多寡は戸籍類型ではなく、就業形態および勤め先類型に強く規定されると推測できる。

都市部の非農業就業者についてみると、就業形態および勤め先類型とともに収入に有意に影響していると同時に、

進学による農転非の増収効果がより一層強く表れ(五・九%↓七・八%)、そして、家族同伴等いわゆる政策的農転非の収入に及ぼす負の影響が有意になった(マイナス三・六%)ことが分かる(モデル8)。元来非農業戸籍と農業戸籍(農民工)、就職等による農転非の相違が職業収入の多寡に有意に影響をもたらさず、元来非農業戸籍に比べ、進学による農転非の職業収入が有意に高く、政策的農転非のそれが有意に低いと言い換えることもできる。

### (三) 農村・都市別、勤め先類型別にみる 農転非の増収効果

社会は性質の異なる部門から構成される。市場経済の下、企業は利潤を追求し、しかも可能な限り利潤の最大化を目指して資源を配分するのと対照的に、政府は国民に公共サービスを提供し社会福祉の最大化を基本的行動原理とし、また、公共性の高い大学や研究機関といった事業体、社会団体も自らの利益ばかりを追求するというより、それぞれの社会的責任を履行しなければならない存在である。

性質の異なる部門で身分的性格を色濃く有する戸籍の獲得方法、あるいは農転非類型の収入に及ぼす影響も異なる可能性がある。労働市場がきちんと機能する部門では、本来能力と関係しない戸籍、さらにどのようなルートで非農業戸籍を獲得したかは収入に影響を与えないはずである。

換言すれば、利潤追求の志向が強い部門ほど、戸籍、農転非類型が収入に影響しない可能性が高いのに対し、党政機関や事業体といった公共性の強い部門では、戸籍身分が重要視され、農転非類型が収入に有意に影響する可能性が高いと考えられる。一方、大学入試等で厳しい選抜を経て農転非を果たした者と、土地徴用や住宅購入で農転非をした者との間に数字では表せない何かがあるとすれば、農転非類型が収入に顕著な差異をもたらすことも考えられる。

こうした考えに基づき、性質の異なる勤め先ごとの賃金関数を推計した。表10のように、調整済み決定係数が比較的高く、各モデルは一定の説明力を持つといえる。以下、戸籍に関する変数の偏回帰係数から戸籍が収入に与える効果の有無、度合いを明らかにし、そのメカニズムを考える。ただし、サンプル数を考慮して農村部は企業だけ、都市部は党政機関、企業、事業体、社会团体および自己雇用を対象とする。

第一に、農村部の企業勤務者を対象とする収入関数の結果（モデル9）によれば、農転非の類型如何によって職業収入が顕著に異なることは認められない。これは、営利的組織の企業にとって戸籍の持つ身分的性格が労働市場でほとんど評価されないことを示唆するものである。

第二に、党政機関で働く者を対象とする収入関数の推計結果（モデル10）では、非農業戸籍の類型如何により職業

収入が有意に異なるとは認められないが、農民工が主体である農業戸籍の収入に対する顕著な負の影響が見出される（元来非農業戸籍に比べ一・九・七%低い）。個人属性や教育がコントロールされた中でこの結果のため、これは、党政機関の中で農民への制度差別が解消されていないことを意味するのかもしれない。もちろん、非農業戸籍に比べて農業戸籍という身分に欠けている何かの影響している可能性もある。

第三に、企業勤務者の収入関数（モデル11）では、元来非農業戸籍に比べ、進学、就職および家族随伴等による農転非のいずれも収入への顕著な影響が認められず、農業戸籍の収入に与える影響だけが有意かつ正である（七・六%）。選択的農転非にせよ、政策的農転非にせよ、元来非農業戸籍に比べ、それぞれの収入に与える効果が有意に異なると認められない事実は、市場競争的な企業社会ではむしろ当然の結果ともいえる。また、農業戸籍の増収効果が顕著であることは、農民工が賃金の比較的高い業種（建設現場等就業環境の厳しい職場）に従事するためだけでなく、都市労働市場における農民差別が改善されていることを意味する。

第四に、事業体勤務者を対象とした収入関数における戸籍類型の偏回帰係数はいずれも有意性を見せず、戸籍類型の違いが収入の多寡に有意な影響をもたらさないことが示

表10 非農業就業者（A58=1）の職業収入関数（OLSモデル）

|                   | 農村部       |                | 都市部             |           |                  |                 |
|-------------------|-----------|----------------|-----------------|-----------|------------------|-----------------|
|                   | 企業        | 党政機関           | 企業              | 事業体       | 社会团体             | 自己雇用            |
|                   | モデル9      | モデル10          | モデル11           | モデル12     | モデル13            | モデル14           |
| (定数)              | 8.018***  | 7.430***       | 7.333***        | 7.543***  | 7.045***         | 8.234***        |
| 男性 (Ref: 女性)      | 0.514***  | 0.218***       | 0.331***        | 0.187***  | 0.184**          | 0.354***        |
| 漢族 (Ref: 少数民族)    | -0.016    | 0.106          | 0.053           | 0.069     | 0.176            | 0.203***        |
| 党员 (Ref: 非共產黨員)   | 0.252***  | 0.168***       | 0.112***        | 0.108***  | 0.103            | -0.033          |
| 既婚 (Ref: 未婚)      | 0.164**   | 0.114          | 0.095***        | 0.163***  | -0.075           | 0.114**         |
| 年齢                | 0.046***  | 0.045***       | 0.067***        | 0.032***  | 0.060***         | 0.023***        |
| 年齢2乗/100          | -0.070*** | -0.047**       | -0.085***       | -0.030*** | -0.071***        | -0.047***       |
| 農業戸籍 (Ref: 元来非農業) | -0.099    | <b>-0.197*</b> | <b>0.076***</b> | -0.054    | -0.137           | -0.037          |
| 進学による農転非 (同)      | 0.083     | -0.065         | 0.058           | 0.050     | <b>-0.605***</b> | <b>0.304***</b> |
| 就職等による農転非 (同)     | -0.155    | 0.020          | 0.010           | -0.047    | 0.280            | 0.021           |
| 家族随伴等による農転非 (同)   | -0.025    | -0.072         | -0.024          | -0.032    | -0.034           | -0.015          |
| 経営者 (Ref: 被雇用者)   | 1.046***  | -0.529         | 1.012***        | 0.578***  | 1.282***         | 0.665***        |
| 自営業者 (同)          | 0.556***  |                | 0.379***        | -0.135    | 0.050            | 0.309***        |
| 教育年数              | 0.030***  | 0.099***       | 0.103***        | 0.092***  | 0.047***         | 0.053***        |
| ln (週当たり就業時間)     | -0.037    | -0.044         | -0.109***       | 0.015     | 0.079            | -0.028          |
| 地域ダミー、調査年ダミー      | あり        |                |                 |           |                  |                 |
| 調整済み決定係数          | 0.273     | 0.397          | 0.385           | 0.345     | 0.374            | 0.284           |
| 観測数               | 1,031     | 650            | 5,818           | 1,870     | 223              | 4,228           |

注：1）\*\*\*、\*\*、\*はそれぞれ1%、5%、10%以下で有意であることを表す。

2）モデルには東部・中部・西部地域、調査年のダミー変数が含まれるが、表示が省略されている。

唆される（モデル12）。これは、農村部企業の収入関数と似通った推計結果だが、事業体とは、政府が国有資産で設立する教育、研究、文化、衛生等の総称であり、戸籍身分というよりも、専門性が重んじられる部門である。企業部門とは別の意味で戸籍類型の収入への影響が出てこないであろう。

第五に、社会团体勤務者の収入関数では、進学による農転非だけが有意で負の値を見せているが、予想と正反対の結果である（モデル13）。中国の社会团体には、全国总工会、共青团、全国婦連のような政治組織もあれば、様々な協会もあり、また、営利目的の経済合作社のようなものもあれば、非営利目的の環境保護組織のようなものも多い。加えて、CGSSのデータセットには該当するサンプルが二二三と少ないことから、モデル13の推計結果は暫定的なものとしてざるを得ない。

第六に、自己雇用者の収入関数（モデル14）では、元来非農業戸籍に比べ進学

による農転非の増収効果が顕著に現れる(三〇・四%高い)が、他の戸籍類型の間に有意な差が検出されない。特定の組織に属せずに仕事をしているのだから、様々な意味での実力が当然必要となるが、その実力を進学による農転非を果たした者だけが潜在的に持っていることはこの推計結果から読み取れる。本来、自己雇用は市場競争の激しい世界であり、身分的性格を持つ戸籍の収入への影響がないと予想されたが、大学受験を通して農転非を果たした者は、やはりそうでない者(同等の学歴を持つ非農業戸籍者)より目に見えざる何かを多く持っている可能性が高い。

#### 四 都市部大専以上の非農業戸籍者における

##### 農転非の増収効果

本項では、都市部に暮らす非農業戸籍者のうち、大専以上の学歴を持つ者に焦点を当て、農転非の職業収入に及ぼす効果の有無を明らかにし、戸籍差別がなくなっているかを検証する。CGSS2010-2015とは、農村部、都市部のデータセットの中に大専以上がそれぞれ一八七人、六六九六六人いるが、推計結果の安定性を考慮して、ここでは都市部だけを分析対象とする。具体的には、就業形態および勤め先類型が含まれるモデル7、8(表9)の中から戸籍関係の変数を除外して、代わりに、(1)農転非ダミー、(2)進学によ

る農転非、就職による農転非および政策的農転非のダミー変数、(3)農転非の年代も考慮して大学拡張が始まった一九九九年までの農転非ダミー(いずれも参照基準は元来非農業戸籍)を順次収入関数に投入して収入関数を計測する。

ここに計測結果を簡潔に記す。すなわち、元来非農業戸籍を持つ大専以上の者に比べ、農転非をした大専以上を全体で見ても、農転非の事由別でみても、さらに農転非の年代を考慮しても、収入に及ぼすその効果が顕著ではない。大専以上の学歴を持つ都市部の就業者において、それぞれの戸籍の出自がどうであれ、それに由来する職業収入の違いが存在しないことが示唆される。収入の獲得という点に限っていうなら、二〇一〇年代初めの都市部で、戸籍差別がなくなっているといえよう。これは、林[2010]で指摘された社会上層への出世に際し農転非をした者が一定の制約を受けかねないという分析結果とは異なる。

##### まとめ

中国の戸籍制度は一九五八年より施行された戸籍登記条例、およびその実施細則等で構成される独特のものである。計画経済期にヒトの移動に対する管理強化のために作られた戸籍制度だが、すべての国民に農業か非農業の戸籍が先天的に与えられ、農業から非農業への戸籍転換も農村

から都市への戸籍の転出入も厳しく制限された。その結果、都市と農村が分断され、教育、就職、社会保障等で優遇される非農業戸籍を持つ「市民」と差別される農業戸籍を持つ「農民」との間に大きな格差が生じた。ところが、ここ四〇年、改革開放の深化と共に、戸籍制度に対する改革が漸進的に行われ、農転非および戸籍の転出入の要件が緩和され、非農業戸籍に紐づけられる多くの特権も市場経済化の中で徐々に失われている。

本稿では、こうした現状認識の下、数次にわたる主要な戸籍制度改革の中身を精査し、それぞれが非農業戸籍人口ならびに都市化率の変化に与える影響を詳しく考察した。その上で、CGSS2010-2015の個票データを用いて戸籍類型や農転非の特徴、さらに戸籍類型の職業収入への影響を分析した。以下は主な結論である。

第一に、農転非の規模は戸籍制度改革と共に拡大しているが、農転非の事由にも大きな構造変化が見られる。進学、就職等、いわゆる選択的農転非の割合が低下し、代わりに、家族随伴（結婚等）、土地徴用、住宅購入等、いわゆる政策的農転非の割合が上昇している。

第二に、農転非がすべての人々で等しい確率で発生したわけではない。農転非の事由と年齢、性別といった個人属性の間には強く相関関係がある。その影響もあって、戸籍類型と教育も強く関係し、戸籍類型によって勤め先も大きく

異なる。

第三に、農業従事者を含む全就業者でみる場合、農業戸籍に比べ非農業戸籍の収入が顕著に高いものの、非農業就業者だけでみるなら、戸籍の違いに起因する収入格差は有意に存在しない。この結論は、農村部、都市部における非農業就業者を対象とした分析結果からもおおむね支持されるものである。

第四に、先行研究で指摘された選択的農転非、政策的農転非の収入への影響をより詳しく分析した結果、進学による農転非が一部のモデルで有意で正の増収効果を呈するのを除けば、農転非の経済的效果も有意に認められない。

要するに、二〇一〇年代初めの中国で、身分的性格を持つ戸籍の経済的意義がなくなりつつある。これは、市場経済化が生み出した結果であり、戸籍制度改革の帰結であろう。二〇〇〇年代後半から農転非に対する人々の渴望がなくなり、二〇一四年に農業戸籍と非農業戸籍の区別をなくす方針で改革を進めることが決定されたのだが、背景に、戸籍の持つ特別な意義がなくなり、制度改革による利害調整のリスクが小さいという政治判断があったに違いない。とはいえ、長年の農民に対する制度的差別が社会保障制度、教育等で残した後遺症はすぐになくなったわけではない。都市・農村間、および都市部における地元戸籍住民と

農民工の間には、大きな経済格差がある。より公平な社会の実現に向けて中国の取り組むべき課題はなお多い。

## 注

- 〈1〉これは「中国家庭収入調査」(The Chinese Household Income Project, CHIP) に基づいた推計値であるが、都市内、農村内および都市・農村間に分解できない残差は二〇〇七年、二〇一三年にそれぞれ三・七%、六・九%ある〔羅 2017〕。
- 〈2〉国家统计局「農民工監測調査報告」(各年)による。
- 〈3〉たとえば、路 [1989] は計画経済期の党政機関や企業を、社会を構成する最も基礎的単位として捉え、単位体制の構造と機能を見事に明らかにした。Bian [2019] は中国社会で重要な機能を担う個人間のコネクションつまり関係 (guanxi) に着目した研究成果であり、Li et al. [2007]、嚴 [2017] および Yan [2019] は中国共産党員という政治的身分の獲得や職業選択、昇進、給与に及ぼす影響を分析している。
- 〈4〉本節は嚴 [2014, 2016] の一部を大幅に加筆修正したものである。
- 〈5〉一九九〇年施行の城市規制法では、市区および近郊農村の非農業戸籍人口数を基に、二〇万人未満を小都市、二〇万人から五〇万人未満を中都市、五〇万人以上を大都市、一〇〇万人以上を特大都市と定義したが、それに代わる「城郷規制法」が施行された二〇〇八年以降、この規定がなくなった。二〇一三年に入ってから发改委で新型都市化の長期計画が策定され、都市の規模について以下のような新基準が検討されている。すなわち、農民工を含む実質的な常住人口を基に、五〇万人未満を小都市、五〇万人から一〇〇万人未満を中都市、一〇〇万人から五〇〇万人未満を大都市、五〇〇万人以上を特大都市とする。
- 〈6〉徐紹史「國務院關於城鎮化建設工作情況的報告」([http://www.jgdaily.com.cn/zf/content/2013-06/27/content\\_4595832.htm](http://www.jgdaily.com.cn/zf/content/2013-06/27/content_4595832.htm))、二〇一三年一月六日最終確認。
- 〈7〉國務院「關於進一步推進戶籍制度改革意見」(二〇一四年七月)、および國務院「關於調整城市規模劃分標準的通知」(二〇一四年一月)を参照されたい。
- 〈8〉『新京報』(二〇一三年六月二七日付)が報じた公安部の統計によれば、二〇一〇〜二〇一二年の三年で都市部に移住した農業戸籍者は二五〇五万人に上るといふ。図1の中の二〇一一年と二〇一二年の数字は、二五〇五万人から二〇一〇年の増加数を差し引いたものの平均値である。大学進学等に伴う戸籍転換の人が除外されていると考えられるので、非農業戸籍者の増加が過小評価された可能性がある。
- 〈9〉二〇〇二年、〇七年、一〇年および一三年に行われたCHIP調査でも戸籍の状態や農転非の有無等に関する質問が設けられているが、同データを利用して農転非の実態や収入への影響に関する研究論文は少なくとも中国語の主

要雑誌では見当たらない。

〈10〉二〇〇九年をベースとする二〇一〇年、一一年、一二年、一四年の消費者物価指数はそれぞれ一・〇三三、一・〇八九、一・一七、一・二六九である（「国家統計局国家数据」に基づいて算出）。

〈11〉この年収関数では、被説明変数は年収の自然対数 $\ln Y$ （ $e$ ）という形をとっている。ある説明変数の偏回帰係数は、他の条件が同じである場合、当該変数が一単位変化したことによる年収の変化率を表すことになる。例えば、学校教育が一年延びたことによる増収効果は $\beta_1$ となる（仮に、 $\beta_1$ が〇・〇五だと教育収益率は五％）。性別（女性 $\parallel 0$ 、男性 $\parallel 1$ ）や政治的身分（非共産党員 $\parallel 0$ 、共産党員 $\parallel 1$ ）の年収に及ぼす効果についても、偏回帰係数からその有無または度合いを知ることができる。

〈12〉最終学歴に関する設問A7aに対し、学歴なしが0、小学校が6、中学校が9、高校レベルが12、大専が15、大学が16、大学院が19として教育年数が充てられる。

〈13〉それぞれの合計が一〇〇％にならないのは「その他」が除外されているためである。なお、経営者、自営業者および被雇用者はそれぞれ設問A59aの選択肢1、2・6・7・8、3・4・5を選んだ者と定義される。

## 参考文献

〈中国語〉

辺燕傑・李穎暉 2014 「体制転型与戸籍身分転化——農  
転非」微觀影響機制的時代變遷」『中山大學學報社會科學  
版』第四期

郭末・魯佳瑩 2018 「性別視角下的農轉非路徑及其收入回  
報——基于CGSS2008-2013數據的實証研究」『社會』第三  
期

郭書田・劉純彬 1990 『失衡的中国』河北人民出版社

胡滌非・鄧少婷 2018 「農轉非群體的社会流動及其影響因  
素研究——基于「選取性」与「政策性」農轉非的比較」  
『西北人口』第二期

李春玲 2006 「流動人口地位獲得的非制度途徑——流動勞  
動力与非流動勞動力之比較」『社會學研究』第五期

林易 2010 「鳳凰男」能飛多高中國農轉非男性的晉升之  
路」『社會』第一期

劉純彬 1999 『變遷的中国』西藏人民出版社

路風 1989 「單位——一種特殊的社会組織形式」『中国社会  
科學』第一期

羅楚亮 2017 「中国收入不平等的總体狀況（二〇〇七—二  
〇一三年）」李実・岳希明・史泰麗・佐藤宏等著『中国收  
入分配格局的最新變化——中国居民收入分配研究Ⅴ』中国  
財政經濟出版社

陸益龍 2003 『戶籍制度——控制与社会差別』商務印書館

- 陸益龍 2008 「戸口還起作用嗎——戶籍制度与社会分層和流動」『中国社会科学』第一期
- 穆光宗 1993 「『農転非』戸口指標、商品化芻議」『社会』第七期
- 秦昊揚・趙文遠 2004 「新时期『農転非』制度評析」『西南交通大学学报 社会科学版』第三期
- 王美艶・蔡昉 2008 「戶籍制度改革の歷程与展望」『広東社会科学』第六期
- 王鵬 2017 「『農転非』、人力資本回報与收入不平等基于分位数回帰分解的方法」『社会』第五期
- 吳曉剛 2007 「中国的戶籍制度与代際職業流動」『社会学研究』第六期
- 吳曉剛・張卓妮 2013 「戸口、『農転非』与中国城市居民中的收入不平等」『社会学研究』第一期
- 謝桂華 2014 「『農転非』之後的社会經濟地位獲得研究」『社会学研究』第一期
- 嚴善平 2017 「城鄉勞働力市場中党员身分的作用及其变化趨勢——基于1988—2002年中国家庭收入調查数据的实证研究」『労働經濟研究』第一期
- 張富泉 1992 「關於經濟性農転非問題及其応遵循的原则」『經濟研究参考』第2二期
- 張貴生・李斌 2019 「農転非对農業転移人口城裏人身分認同度的影響——基于中国綜合社会調查数据抛的分析」『城市問題』第七期
- 鄭水島・吳曉剛 2013 「戸口、『農転非』与中国城市居民中的收入不平等」『社会学研究』第一期
- 周和宇・武小晋 1992 「改革開放中的『農転非』管理工作」『經濟研究参考』第2四期
- 〈日本語〉
- 阿古智子 2009 「貧者を喰らう国——中国格差社会からの警告」新潮社
- 石塚浩美 2010 「中国労働市場のジェンダー分析——經濟・社会システムからみる都市部就業者」勁草書房
- 鎌田文彦 2010 「中国における戶籍制度改革の動向」『レファレンス』三月号
- 嚴善平 2002 「農民国家の課題」名古屋大学出版会
- 嚴善平 2005 「中国の人口移動と民工——マクロ・ミクロ・データに基づく計量分析」勁草書房
- 嚴善平 2009 「中国的問題群7 農村から都市へ——一億三〇〇〇万人の農民大移動」岩波書店
- 嚴善平 2010 「中国農民工の調査研究——上海市・珠江デルタにおける農民工の就業・賃金・暮らし」晃洋書房
- 嚴善平 2014 「人口・労働移動政策——農民工の市民化は進むか」中兼和津次編『中国經濟はどう変わったか』国際書院
- 嚴善平 2016 「戶籍制度改革と農民工の市民化」加藤弘之・梶谷懐編『二重の罍を超えて進む中国型資本主義』ミネルヴァ書房
- 嚴善平・薛進軍 2019 「中国における成人高等教育の擴張および就業者収入増への効果——普通高等教育との比較分

- 析を中心に」『アジア経済』第六〇巻一号
- 田島俊雄 1984 「中国の人口センサスと戸口問題」『一橋論叢』第九二巻二号
- 張雲・森田憲 2014 「中国における「農転非」戸籍改革の政治経済学——四大地方実験の事例分析をめぐって」『広島大学経済論叢』三月号
- 張英莉 2010 「中国における戸籍管理制度の過去と現在」『政策科学学会年報』創刊号
- 張玉林 1997 「現代中国の戸籍制度にみる国家と農民——一九五〇年代を中心に」『農林業問題研究』第三二巻五号
- 前田比呂子 1993 「中華人民共和国における「戸口」管理制度と人口移動」『アジア経済』第三四巻一二号
- 前田比呂子 1996 「中国における戸籍移転政策——農村戸籍から都市戸籍へ」『アジア経済』第三七巻五号
- 山口真美 2009 「農村労働力の非農業就業と農民工政策の変遷」池上彰英・實劍久俊編『中国農村改革と農業産業化』アジア経済研究所
- 〈英語〉
- Bian, Yanjie 2019 *Guanxi, How China Works*, Polity.
- Knight, John and Lina Song 1999 *The Rural-Urban Divide: Economic Disparities and Interactions in China*, Oxford University Press.
- Li, Hongbin, Pak Wai Liu, Junsen Zhang and Ning Ma 2007 “Economic Returns to Communist Party Membership: Evidence from Urban Chinese Twins,” *The Economic Journal*, 117 (523).

- Li, Shi, Hironshi Sato and Terry Sicular eds. 2013 *Rising Inequality in China: Challenges to a Harmonious Society*, Cambridge University Press.
- Ma, Xinxin 2018 *Economic Transition and Labor Market Reform in China*, Palgrave Macmillan.
- Meng, Xin 2000 *Labour Market Reform in China*, Cambridge University Press.
- Riskin, Carl, Renwei Zhao and Shi Li 2001 *China's Retreat from Equality: Income Distribution and Economic Transition*, M.E. Sharpe.
- Yan, Shaping 2019 “The Changing Faces and Roles of Communist Party Membership in China: An Empirical Analysis Based on CHIPS 1988, 1995 and 2002,” *Journal of Contemporary East Asia Studies*, 8.